

電気通信大学発ベンチャー認定規程

制定 令和8年6月10日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）における研究成果や技術等の社会実装を促進するため、本学の研究成果又は人的資源等を活用している企業に対し、本学に由来することを示す称号を認定するとともに、当該企業の円滑かつ適正な育成及び自立の支援を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、電気通信大学発ベンチャー（以下「大学発ベンチャー」という。）とは、新たな技術又はビジネス手法に基づき設立された企業（特定非営利活動法人を含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学又は本学の役員若しくは職員（以下「役職員」という。）が保有する知的財産権に係る技術に基づき起業したもの
- (2) 本学において達成された研究成果又は習得した技術等（以下この条において「本学由来の成果等」という。）に基づき起業したもの
- (3) 本学の役職員若しくは学生が、本学由来の成果等に基づき設立者となり、又は当該企業の設立に実質的に関与して起業したもの
- (4) 本学の役職員であった者若しくは学生であった者が、退職し又はその身分を喪失した後に本学由来の成果等に基づき起業したものであって、当該退職等の日から当該企業の設立の日までの間に他の職（常勤の職に限る。）に就いていない場合又は当該退職等の日から1年以内に当該企業を設立したもの
- (5) 本学由来の成果等に基づき、企業と共同して事業化に取り組むために、役職員が当該企業の役員又は顧問等として兼業し、当該企業の設立又は運営に関与するもの
- (6) その他前各号に準ずるものとして、産学官連携センター長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、本学のインキュベーション施設に設置されたプレインキュベーションルームを使用している役職員又は学生が、企業の設立を予定し、当該企業についてベンチャー育成支援ルームへの入居を希望する場合には、当該企業が未設立であっても、大学発ベンチャー認定の対象とすることができる。

(大学発ベンチャーの要件)

第3条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーに該当することが客観的に確認できること。
- (2) 本学の研究成果、技術、ノウハウ、営業秘密その他本学の施設・設備等を利用して得られた研究成果及び本学との関係において知得し、又は本学から移転を受けた技術的又は営業上の情報等（以下「大学由来の技術等」という。）の流出防止並びに我が国の自立性の向上及び技術的優位性の確保に必要な経済施策（以下「経済安全保障」という。）上の適切な管理に関し、学長が別に定める誓約を行うこと。
- (3) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。

- (4) 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷又は業務妨害等のおそれがないこと。
- (5) 本学の役職員にあっては、国立大学法人電気通信大学職員兼業規程（平成16年規程第30号）及び国立大学法人電気通信大学産学連携利益相反マネジメントポリシー（平成17年2月9日）その他本学の関係規則等に基づく所要の手續及び許可等が適正に行われていること。
- (6) 本学の役職員であった者にあっては、在職中に本学の関係規則等に基づく所要の手續及び許可等が適正に行われていること。
- (7) 認定後においても前各号の要件を満たすとともに、学長が別に定める誓約事項及び関係規則等を遵守すること。
- (8) 主要な株主、役員構成、主要な取引先その他経済安全保障上のリスク判断に必要な情報を、本学の求めに応じて適正に開示すること。

（認定審査委員会）

第4条 電気通信大学産学官連携センターに、大学発ベンチャーの認定及び取消しについて審議するため、大学発ベンチャー認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産学官連携センター長
- (2) 輸出管理マネージャー
- (3) 産学官連携センターベンチャー支援部門長
- (4) 産学官連携センター知的財産部門長
- (5) 学術国際部長
- (6) その他産学官連携センター長が指名する者

3 審査委員会に委員長を置き、産学官連携センター長をもって充てる。

（認定の手續）

第5条 申請者は、学長が別に定める申請書に必要書類を添えて、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、審査委員会に当該申請を附議するものとする。
- 3 審査委員会は、申請内容について審議を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告を受けたときは、報告内容を踏まえ、当該申請について認定の可否を決定し、その結果を文書により申請者に通知するものとする。

（称号の付与等）

第6条 学長は、前条第4項の規定により認定した申請者に対し、学長が別に定める称号記により、大学発ベンチャーの称号を付与するものとする。

- 2 大学発ベンチャーの称号は、前条第4項の決定の日から5年間使用することができる。ただし、再申請することを妨げないものとし、通算して最長10年間使用することができる。
- 3 称号の使用期間の更新を受けようとする者は、期間終了の3か月前までに学長が別に定める認定更新申請書に必要書類を添えて学長に提出するものとする。この場合において、更新の審査手續については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

（本学の法的責任）

第7条 大学発ベンチャーは、本学とは独立して経営を行う民間法人であり、第6条第1項の称号の付与は、本学に法的責任を生じさせるものではない。

2 本学は、大学発ベンチャーの製品又はサービス等の内容及び品質について、いかなる保証も行わない。

(報告の義務)

第8条 大学発ベンチャーの代表者(以下「代表者」という)は、事業年度ごとに適宜の様式により、自社で定めた決算日から3か月以内に、事業報告書及び財務諸表等の財務状況を示す書類(以下「事業報告書等」という。)を学長に提出しなければならない。

2 大学発ベンチャーの代表者又は清算人は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(1) 会社法(平成17年法律第86号)その他法令に定める解散をしたとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)に定める破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続開始の決定を受けたとき。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に定める更生手続開始の決定を受けたとき。

(5) 不正競争防止法(平成5年法律第47号)に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条又は第22条に定める行為により有罪が確定したとき。

(6) その他我が国の法令に違反した疑いで捜査機関による捜査を受けたとき、又は民事裁判で被告となったとき。

(7) 新規株式公開を行ったとき又は事業の譲渡を行ったとき。

3 大学発ベンチャーの代表者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

(1) 第3条第2号に定める誓約事項に違反し、又は違反のおそれがあると認められる場合

(2) 本学の研究成果、技術、ノウハウ、営業秘密その他本学との関係において知得し、又は本学から移転を受けた技術的若しくは営業上の情報等の管理に重大な影響を及ぼす事由が生じた場合

(3) 経済安全保障上懸念のある機関又は事業体との関係が判明し、又は新たに生じるおそれがある場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める場合

4 本学は、前各項により提出された報告等を、第9条、第11条及び第13条に規定する業務の目的に使用するものとし、法令に基づく場合を除き、これを外部に公表しないものとする。

(調査等)

第9条 審査委員会は、必要があると認めるときは、大学発ベンチャーに対して調査、報告又は資料の提出を要請することができる。この場合において、当該要請を受けた大学発ベンチャーは、これに応じなければならない。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

(認定の辞退)

第10条 代表者は、学長が別に定める認定辞退申出書により、大学発ベンチャーの認定の辞退を申し出ることができる。

2 学長は、前項の申出があったときは、当該認定が辞退されたものとして取り扱うものとする。

(認定の取消し)

第11条 学長は、大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第2項及び第3項の手続を準用し、第5条第4項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 企業の買収、統廃合等により法人格の同一性が保たれていない場合

(2) 社会的信用を著しく失墜させる行為を行った場合

(3) 第8条第1項に定める事業報告書等を提出せず、若しくは同条第2項若しくは第3項の報告を怠り、又は虚偽の報告を行った場合

(4) 第3条第2号の誓約に違反し、又は当該誓約に関して虚偽の申告若しくは記載を行った場合

(5) 本学が求める調査、報告又は資料の提出に対し、虚偽の回答を行った場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、審査委員会の審議を経て、大学発ベンチャーとしての認定を継続することが適当でないと学長が認めた場合

2 学長は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合は、学長が別に定める認定取消通知書により、代表者に通知するものとする。

3 第1項の規定により認定を取り消された者は、速やかに称号記を返還するとともに、当該取消しを受けた日以降、大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業活動において使用してはならない。

4 本学は、第1項の規定による認定の取消しにより、大学発ベンチャー又は第三者に損害が生じた場合であっても、故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害について賠償責任を負わない。

(認定等の公表)

第12条 学長は、大学発ベンチャーの認定、辞退又は取消しがあったときは、本学のホームページへの掲載等により公表するものとする。

(大学発ベンチャーへの支援)

第13条 本学は、大学発ベンチャーに対し、本学における関係規則等に基づき、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

(1) 大学発ベンチャーの事務室又は研究室として、本学のインキュベーション施設等を貸与すること。

(2) 前号により貸与したインキュベーション施設等について、当該大学発ベンチャーの所在地としての商業登記を認めること。

(3) 本学の役職員が、大学発ベンチャーの起業及び起業後の経営等に関する相談業務に対応すること。

(4) 本学の役職員が、他企業への紹介又は仲介を行うこと。ただし、本学の信用若しくは公平性、利益相反管理、又は日本政府若しくは米国政府が公表する制裁・規制対象リスト等に基づく経済安全保障上の観点から、不適切と認められる場合を除く。

(5) 本学が主催し、又は参加するイベント、本学の広報誌若しくはホームページ等におい

て広報を行うこと。

(6) その他学長が必要と認める支援を行うこと。

(事務)

第14条 大学発ベンチャーの認定等に関する事務は、関係各課の協力を得て、学術国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、大学発ベンチャーの認定等に関し必要な事項は産学官連携センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に認定されている大学発ベンチャーの称号使用期間については、この規程の施行の日から3年間又は当該認定の日から起算して第6条第2項に規定する期間のいずれか遅い日までの間とする。

(申合せの廃止)

3 電気通信大学発ベンチャー認定に関する申合せ（平成24年3月27日役員会決定）は、廃止する。